

水質汚濁防止法施行規則等の一部改正、下水道法施行令の一部改正による排水基準等の改正について

(トリクロロエチレンの基準値が改正されました)

【排水基準等について】

環境省より平成 27 年 9 月 18 日、「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布されました。

水質汚濁防止法(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号)に基づき、排水基準 43 項目、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準 29 項目が定められています。排水基準は、排水基準を定める省令(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号)により、排出水の汚染状態について定められ、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準は、水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年 6 月 19 日総理府・通商産業省令第 2 号)により、地下水に含まれる有害物質の量について有害物質の種類ごとに基準値が定められています。

今回の省令改正により、トリクロロエチレンについて、排水基準及び地下水の浄化措置命令に関する浄化基準が改正されました。

また、内閣より平成 27 年 10 月 7 日、「下水道法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。

下水道法に基づき、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準が定められています。これは、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに基準値が定められています。

今回の政令改正により、トリクロロエチレンについて、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準が改正されました。

【改正の概要】

トリクロロエチレンについて、排水基準が 0.3mg/L から 0.1mg/L に、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準が 0.03mg/L から 0.01mg/L に、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準が 0.3mg/L から 0.1mg/L に改正されました。

項目	基準	改正後の基準値	改正前の基準値
トリクロロエチレン	排水基準	0.1mg/L	0.3mg/L
	地下水の浄化措置命令に関する浄化基準	0.01mg/L	0.03mg/L
	特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準	0.1mg/L	0.3mg/L

【施行期日】

平成27年10月21日 既に施行されています。ただし、既設の特定事業場(設置の工事をしているものを含む。)については、改正省令施行の日から6月間※1(水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については1年間※2)は適用されず、従前の排水基準が適用されます。

※1 平成28年4月20日まで ※2 平成28年10月20日まで

当センターでは、追加された項目を含め、すべての項目について最新の測定機器を導入し、測定できる体制を確立しております。詳細についてはご相談ください。

< 認定・登録 >

ISO/IEC17025 認定取得機関	ASNI TE0088T
JISQ9001・ISO9001 認証取得機関	JCQA-1365
JNLA 登録試験事業者	070236JP
水道法第20条の4第2項検査機関登録	厚労省登録第16号
簡易専用水道検査機関登録	厚労省登録第22号
食品衛生法に基づく検査機関登録	厚労省発関厚第0122004号
薬事法に基づく試験検査機関登録	厚労省登録第164号
作業環境測定登録機関	千葉労働局12-18号
計量証明事業登録機関(濃度)	千葉県第507号
計量証明事業登録機関(首圧レベル)	千葉県第566号
計量証明事業登録機関(振動加速度レベル)	千葉県第608号
特定計量証明事業登録機関(ダイオキシン類)	千葉県特第003号
建築物飲料水水質検査業登録機関	千葉市29水第4号
水道GLP	JWWA-GLP132

< 各種検査の問い合わせ >

飲料水・環境検査	Tel:043-242-5940、242-3833
食品薬品検査	Tel:043-205-8225
簡易専用水道	Tel:043-203-1066
製品安全検査	Tel:043-295-2017

< 交通 >

(本部・環境検査・簡易専用水道)



〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目12番11号
JR 千葉駅より千葉都市モノレール「千葉みなと駅」から徒歩7分
JR 京葉線千葉みなと駅から徒歩7分

(食品薬品部・緑の森研究所)



〒267-0056 千葉市緑区大野台2丁目3番36
JR 外房線土気駅よりタクシー10分
お車の場合、千葉外房有料道路大木戸インターチェンジ下車2分

環境関連情報

一排水基準、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準の見直しについて-



一般財団法人
千葉県薬剤師会検査センター

<http://www.chiba-kensacenter.or.jp/>